

令和7年度
給水装置主任技術者・排水設備指定工事店
講習会

~道路占用等について~



說明項目

- ▶ 道路占用許可申請
- ▶ 法定外公共物土地占用許可申請
- ▶ 道路工事等施行承認申請
- ▶ 河川占用許可申請

各申請に際する提出部数について

- ▶ 道路占用許可申請 ・・・ 各 1 部
- ▶ 道路工事等施行承認申請 ・・・ 各 1 部
- ▶ 法定外公共物土地占用許可申請 ・・・ 各 2 部 (1 部は返却)
- ▶ 河川占用許可申請
 - ・ 法河川 (小豆川、大門川、大正寺沢川、浜川、秋山川) ・・・ 各 3 部
 - ・ 準用河川 ・・・ 各 2 部

※法河川および準用河川以外は、法定外公共物扱いになります。

※令和 3 年度から、申請書の押印は不要です。

道路占用許可申請について

▶ 申請～許可書の発行までの流れ

通常（処理期間：3週間程度）

- ・道路占用許可申請書受理→協議書の発行→警察へ道路使用許可申請（協議書添付）→道路占用許可書発行

軽微な工事（処理期間：2週間程度）

- ・道路占用許可申請書受理（表紙2枚コピーに「青ハン」を押印します。）→警察へ道路使用許可申請（「青ハン」を押印した表紙コピー添付）→道路占用許可書発行

どちらも道路使用許可書の発行時に道路占用許可書発行します。

※軽微な工事の判断項目

- 1 実工事期間が7日以内
- 2 工事延長が20m以下
- 3 通行止めを伴わない工事

上記の3項目に**全て該当**する場合です。

申請書記載事項の注意点（1）

工事期間について

- ・工事着手から本復旧までの期間です。
- ・工期が延びる場合は占用工事期間満期日の**2週間前**までに変更占用申請が必要です。
- ・工期内に舗装工事が終わらないため、工事施行承認を別に申請する事例がありますが、原則変更申請をお願いします。

工事期間欄「内○日間」について

- ・実工事の日数を記載して下さい。
- ・埋設と本舗装で最低2日間設けて下さい。

舗装構成（舗装タイプ）について

- ・土木管理課または土木事務所で事前に確認
- ・市のホームページから確認できます。
※静岡市地理情報システム「しづマップ」

申請書記載事項の注意点（2）

交通規制方法について

- ・片側交互通行の場合は2. 5m以上、歩行者用通路の場合は1. 0m以上の残幅を確保すること。

掘削制限期間について

- ・事前に土木管理課または土木事務所で制限の有無を確認し、申請書の備考欄に有無を記載して下さい。市ホームページ『静岡市地理情報システム「しづマップ」』でも確認できます。
- ・制限期間中の場合は、自治会長等の承諾が必要です。申請書の備考欄に自治会長等承諾した旨及び近隣住民からの対応に応じる旨の記載をお願いします。

舗装復旧について

- ・本舗装復旧を別の占用者が行う場合はその“業者名”を記載。
- ・市の工事で実施する場合は「課名」を記載。
- ・本舗装復旧が実施されるまでは仮復旧を行った方の責任です。

申請書記載事項の注意点（3）

各課の受付印について

- ・給水（上水道）引き込み管→水道建設・維持課
※ 井川・日向・坂ノ上は水道施設課
- ・下水管取り付け管→下水道維持課
※ 農業集落排水は農地整備課

軽微な工事について

- ・道路占用許可申請書の表紙のコピーを2部ご用意ください。
- ・押印した表紙が協議書の代わりになります。
- ・道路使用許可申請書に添付して下さい。

~お願い~

- ・申請書の受理後に審査を行いますが、その際に問い合わせや修正等があります。お手数をおかけしますが、できるだけ早くご対応いただくようお願いします。

施工に際しての注意点

- ▶ 道路占用許可書を受領後は確実に**許可条件を確認**してから施工。
- ▶ 近隣住民には、事前に挨拶、工事説明、交通規制等を十分に説明し、調整を図ったうえで施工。
- ▶ 仮舗装復旧については、加熱アスファルト合材を使用すること。
※軽易な工事で道路管理者が認めた場合は、常温合材で可。
- ▶ 停止線や区画線、道路標示、視覚障害者誘導ブロック、グリーンの着色等を確実に復旧すること。
- ▶ N5（B）交通以上の路線については、傾斜式カッターの使用もしくはクラック防止テープの使用で復旧すること。
- ▶ 道路表層面から管の天端までが60cm以下となる場合は、確実に360°コンクリート巻きを行うか、耐荷重の証明がある管を埋設すること。**高密度ポリエチレン管のみでの埋設は耐荷重の保証がないため、認められなくなりました。**
- ▶ 舗装復旧幅および影響幅について、N3（L）交通のみ最低復旧幅が1.2m。その他、N4（A）交通以上は3.0mが最低復旧幅となる。また掘削制限箇所は3.0mで復旧。復旧幅や影響幅については、市のホームページで舗装構成確認して下さい。

完了届について

- ▶ 管天部から60cm以下で埋設した場合には、コンクリート巻き等を行ったことが確認できる写真を添付してください。
- ▶ 仮舗装復旧および本舗装復旧の写真には、リボンロッド等で復旧寸法が確認できるようにしてください。
- ▶ 仮舗装復旧で終わる場合には、本舗装復旧を誰が行うのか完了届の「添付書類欄」に明記してください。

その他

- ▶ 仮復旧状態の工事箇所における占用者及び工事業者の休暇期間中における安全対策を徹底していただきますようお願いします。
- ▶ 定期的なパトロール等を実施し、施工箇所の陥没事故等の防止に細心の注意をお願いします。
- ▶ GW期間、夏季期間、年末年始及び年度末の交通量増加期間に**工事抑制期間**を設けております。（許可書記載。）やむを得ない場合工事以外ご協力をお願いします。（国から要請あり。）
- ▶ 廃止する給水管や下水道の取付管は、**管全ての完全撤去**をお願いします。やむを得ない理由で廃止する管を残置したい場合は、**道路管理者と協議**をしてください。また、残置する場合、**引き続き占用者の管理**となり、上下水道局の管理図面に残置管として残すこととなるため、事前に**上下水道局と協議**をして下さい。

各申請に際する注意点

- ▶ 各申請書への押印が不要です。
- ▶ 本舗装復旧の影響幅が、最新の基準になっているか確認してください。
- ▶ 法定外公共物土地占用許可申請には、公図写しの添付をお願いします。

※有地番の場合は、登記事項要約書等の添付もお願いします。

- ▶ 占用箇所が私道（位置指定道路等）ではないか、確認をお願いします。私道については、市に占用許可権限がありませんので、細心の注意をお願いします。

※同じ道路でも違います。

道路占用許可→道路法第32条

位置指定道路→建築指導法第42条及び第43条

- ▶ 占用物件確認書（地下埋設物確認）の確認者の記名（フルネーム）漏れがないか確認してください。

終わりに

- 許可書、承認書申請に対する審査は、皆様作成の図面や関係者からの書類を基に進めてまいります。
- 事前確認も多く皆様にお手数をおかけしますが、許可書、承認書の迅速な発行を土木管理課、土木事務所として心掛けております。

ご協力を願いいたします。

参 考

- ▶ 静岡市地理情報システム「しづマップ」

URL : <https://city.shizuoka.geocloud.jp/>

※舗装区分、掘削制限箇所が検索できます。

- ▶ 静岡市道路工事に伴う路面復旧基準

URL : https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_005199_00001.html

- ▶ 申請書ダウンロードサービス

URL : <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s7594/s008968.html>

※道路占用許可申請書を始め、各種申請書をダウンロードできます。

記載例や添付書類の案内もありますので、ご確認下さい。

申請書記載例

様式第五(第四条の三関係)

(記載例1)

道路 占用 協 議 書		(新規) 更新 変更 (番号)	
静岡市長			
令和〇〇年〇〇月〇〇日			
<p>占用しようとする人 TEL 420-8602 住所 静岡市葵区追手町1-2</p>			
<p>氏名 静岡 太郎 (水道建設・維持課扱い) 担当者 株式会社 清水 清水 一郎 TEL 0543-54-3210</p>			
<p>企業局取り扱い課名を併記 道路法 第32条 第35条 の規定により 協議を申請します。 施工業者名</p>			
占用の目的	上水道給水細管埋設工事		
占用の場所	路線名 場所	市道 御幸町常磐町3丁目線 静岡市葵区〇〇町〇〇番地	(車道)歩道・その他 外径表示
占用物件	名 称 上水道給水細管	規 模 外径27mm	数 量 2.5m
占用の期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	占用物件の構造 ポリエチレン $\phi 20mm$	交通規制内容 片側交互通行、請負
工事の期間	令和△△年△△月△△日から 内2日 令和△△年△△月△△日まで	工事実施の方 法	
道路の復旧方法	N3タイプ、10m ²	添付書類 実工事日数。 (本復旧を含む。)	位置図・平面図・断面図・構造図 交通規制図・占用物件確認書・現況写真
備 考	本復旧面積	※工事期間は必ず記入してください。	受付 取り扱い課の受付を経て、 申請してください。(受付印)